

我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和55年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業者の責務）</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物については、自らの責任において適正に処理しなければならない。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物については、単独又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。</p>
<p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を資源として再利用等をすることにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器、包装材料等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。</p>	<p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を資源として再利用等することにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器、包装材料等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。</p>
<p>（市の責務）</p> <p>第5条 市は、常に生活環境の保全及び清掃思想の普及に努めるとともに、一般廃棄物に関する事業の実施に当たっては、その能率的な運営に努めなければならない。</p>	<p>（市の責務）</p> <p>第5条 市は、つねに生活環境の保全及び清掃思想の普及に努めるとともに、一般廃棄物に関する事業の実施に当たっては、その能率的な運営に努めなければならない。</p>
<p>（汲取便所の管理）</p>	<p>（汲取り便所の管理）</p>
<p>第11条 略</p> <p>（処理計画の遵守義務）</p>	<p>第11条 略</p> <p>（処理計画の遵守義務）</p>

第14条 土地若しくは建物の占有者

(占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。)又は事業者(以下「占有者等」という。)は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量を図るとともに、資源として再利用の可能な一般廃棄物をその適宜な方法をもつて処分し、かつ、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。ただし、自ら処分しない一般廃棄物については、前条の規定により定められた処理計画に従わなければならない。

2及び3 略

(浄化槽汚泥の処理)

第17条 浄化槽の使用者及び設置者

は、浄化槽汚泥を浄化槽法第35条第1項の規定により市長の許可を受けた者に収集及び運搬をさせなければならない。

(一般廃棄物処理業等に関する許可申請手数料)

第24条 法第7条第1項若しくは浄化

槽法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者又は第21条第3項の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納入しなければならない。

第14条 土地若しくは建物の占有者

(占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。)又は事業者(以下「占有者等」という。)は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量をはかるとともに、資源として再利用の可能な一般廃棄物をその適宜な方法をもつて処分し、かつ、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。ただし、自ら処分しない一般廃棄物については、前条の規定により定められた処理計画に従わなければならない。

2及び3 略

(浄化槽汚泥の処理)

第17条 浄化槽の使用者及び設置者

は、浄化槽汚泥を浄化槽法第35条第1項の規定により市長の許可を受けた者に収集、運搬させなければならない。

(一般廃棄物処理業等に関する許可申請手数料)

第24条 第21条第1項の規定により許

可を受けようとする者又は同条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納入しなければならない。

ない。

(1)から(3)まで 略

別表第1 (第22条関係)

種別	区分	基準	金額
し尿の 項から 犬、猫 の死体 の項ま で 略	略	略	略
ごみ	事業活動 に伴つて 生じたも の 若しく は一般家 庭から排 出される もの 自ら市の 施設へ搬 入したも の又は市 が許可し た業者が 市の施設 へ搬入し たもの	10キログ ラムまで	300円
		10キログ ラムを超 える場合 は、当該 10キログ ラムを超 える部分 について 10キログ ラムにつ き	300円

(1)から(3)まで 略

別表第1 (第22条関係)

種別	区分	基準	金額
し尿の 項から 犬、猫 の死体 の項ま で 略	略	略	略
ごみ	事業活動 に伴つて 生じたも ので、自 ら市の施 設へ搬入 したもの 又は市が 許可した 業者が市 の施設へ 搬入した もの	10キログ ラムまで	264円
		10キログ ラムを超 える場合 は、当該 10キログ ラムを超 える部分 について 10キログ ラムにつ き	264円
	一般家庭 から排出	10キログ ラムまで	165円

一般家庭から排出される粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定するユニット形エアコンディショナー、テレビジョン	略	略

されるもので、自ら市の施設へ搬入したもの	10キログラムを超える場合は、当該10キログラムを超える部分について10キログラムにつき	165円
一般家庭から排出される粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定するユニット形エアコンディショナー、テレビジョン	略	略

	ン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。)で、市が直接引き取るもの		
--	---	--	--

備考 略

	ン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。)で、市が直接引き取るもの		
--	---	--	--

備考 略

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第3条、第5条、第11条、第14条、第17条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。